

鹿野城跡公園の設置及び管理に関する条例の制定について

1. 鹿野城跡公園について

長い歴史に培われ、優れた景観を有する城跡一帯を有効的に活かすため、鹿野城跡公園を平成7年度に本格的な史跡公園として整備し、市民の憩いの場として維持管理してきました。近年は、桜まつりの開催に合わせたライトアップや、地域住民による集客イベント等の開催により来園者は増加傾向にあり、令和7年度末に完成する鳥の劇場周辺のリニューアルに伴い、今後さらに増加が見込まれています。



●鹿野城跡公園周辺の年間来場者数

約 61,000 人 (R6) ※H30 約 48,000 人

【主なイベント等】

- | | |
|---------------|------------|
| ・鹿野桜まつり（3～4月） | 約 45,000 人 |
| ・鳥の劇場（年間） | 約 7,000 人 |
| ・土曜夜市（8月） | 約 2,000 人 |

2. 鳥の劇場周辺の再整備と公園の利用状況を踏まえた条例制定について

鹿野地区コミュニティ施設（旧鹿野小学校跡地）を鳥の劇場施設や交流広場などの文化交流拠点として整備を進めており、R7年度末の完成を予定しています。整備後は鳥の劇場の建物敷地以外の駐車場や植栽帯を含む広場部分が本市の管理となるため、鹿野城跡公園として一体的に管理することとしています。



当該整備により、新たな位置づけの公の施設となることや、増加傾向にある鹿野城跡公園の来園者は、再整備により今後さらなる増加が見込まれることから、地域住民や来園者が安心・安全に利用できるような目的や制限などを明確化し、安定的かつ効率的な施設管理を図るため条例を制定するものです。

3. 施設概要について

【鹿野城跡公園】

区域面積 約 69,500 ㎡（現城跡公園 約 64,000 ㎡ + 追加区域 約 5,500 ㎡）

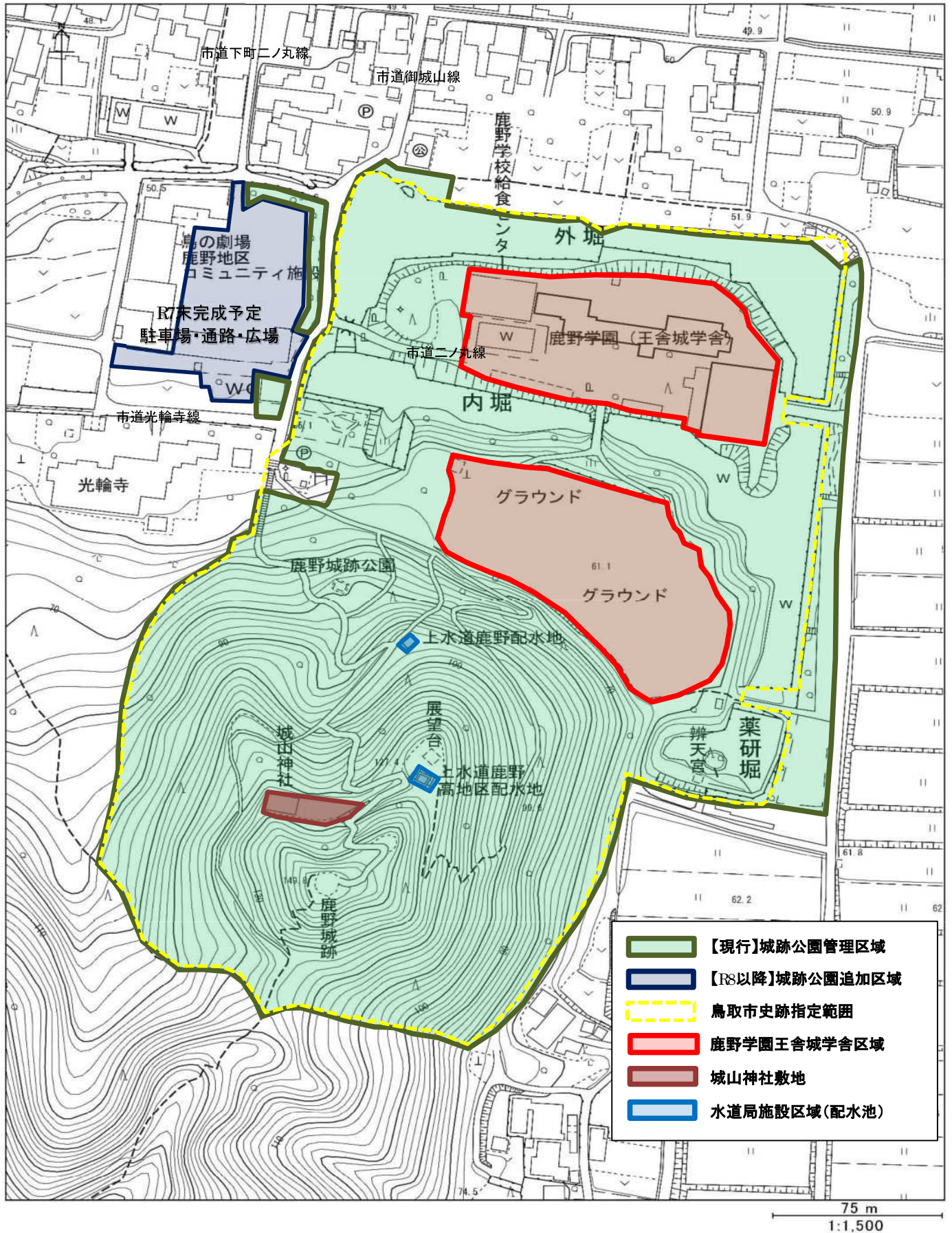
※ 隣接施設等：城山神社、上水道配水池、鹿野学園王舎城学舎、市道

指 定 等 鳥取市指定文化財、保健保安林、土砂崩壊防備保安林、生活環境保全林

所 管 課 鹿野町総合支所産業建設課（予算：鹿野城跡公園管理費）

※ 歴史的な祭礼行事（鹿野祭り）や地域住民による植栽管理など、地域の関わりが多い施設であることから、H30 より都市環境課から地元と身近な鹿野町総合支所へ所管替えをしている。

鹿野城跡公園 管理区域図 (鳥取市鹿野町鹿野地内)



「鳥取市鹿野城跡公園の設置及び管理に関する条例」の内容について

① 制定の目的

市民の健康増進及び保健休養並びに観光レクリエーション及び歴史文化教育の振興に資するため設置する鳥取市鹿野城跡公園（以下「城跡公園」と言います。）について、必要な事項を定めることを目的とします。

② 条例の内容

(ア) 本条例の目的、城跡公園の目的及び名称、位置について定めます。

(イ) 城跡公園における許可を要する行為及び許可基準について定めます。

【許可を要する範囲】 交流広場（屋外ステージ含む）、駐車場（管理道を含む）

【許可を要する行為】

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、演説、集会その他これらに類する目的のため交流広場等の全部又は一部を独占して使用すること。

(ウ) 使用料の納付及び公益上特に必要な場合の減免について定めます。

区分	単位	金額
行商、募金その他これに類する行為	1㎡ 1日につき	50円
業とする写真の撮影	常時 写真機 1台1月につき	500円
	臨時 写真機 1台1日につき	100円
業とする映画撮影の行為	1時間につき	200円
興行	1㎡ 1日につき	10円
競技会、展示会、演説、集会その他これに類する行為	1㎡ 1日につき	5円

※地域行事や市が後援する事業などについては減免措置を行います。

(エ) 既納の使用料は、やむを得ない場合を除き返還しないことについて定めます。

(オ) 城跡公園の許可に係る目的外使用等の禁止について定めます。

(カ) 城跡公園における行為の制限、停止、禁止、許可の取消要件等について定めます。

【行為の禁止等】 ※許可を受けたもの、城跡公園の管理上認められたものは除く

- (1) 土地及び施設を損傷し、汚損し、又は土石を採取すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 鳥獣、魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) ごみその他の汚物を捨てること。
- (5) たき火をし、又は火気をもてあそび、その他危険な遊戯をすること。
- (6) 広告若しくはこれに類するものを提示し、又は散布すること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外の場所に車両を進入させ、又は駐車若しくは停車をすること。
- (9) 危険物を持ち込むこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、城跡公園の管理上支障があると認められる行為

(キ) 使用者の行為終了後の原状回復義務、城跡公園の施設等を毀損又は滅失した者の損害賠償等について定めます。

(ク) 詐欺その他不正の行為により、使用料の全部又は一部の徴収を免れた者に対する過料を定めます。

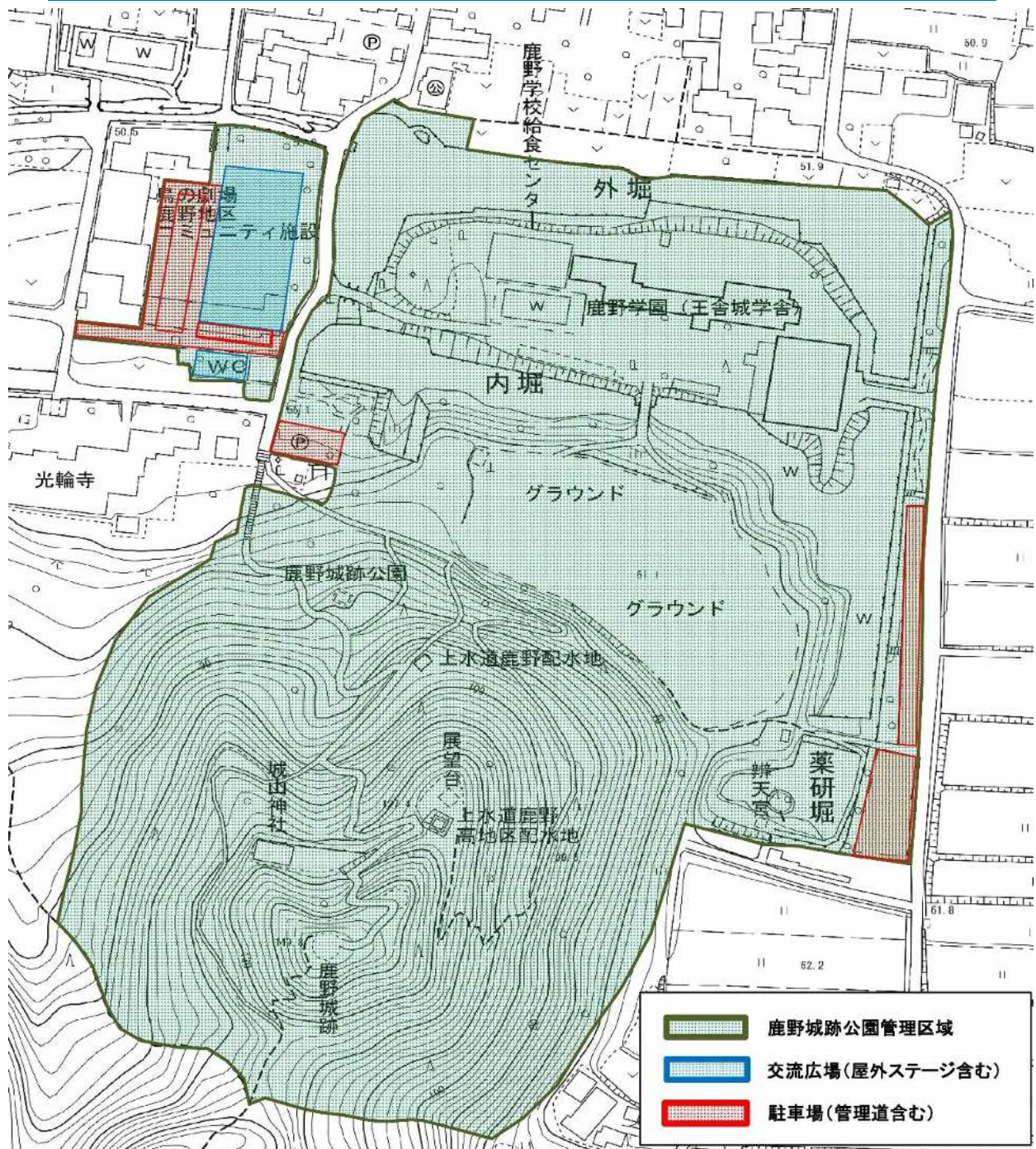
(ケ) 条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとします。

③ 施行期日等

(ア) この条例は、令和8年4月1日から施行することとします。

(イ) 行為の許可の申請その他城跡公園の事業の実施について必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとします。

④ 城跡公園管理範囲



鹿野城跡公園管理利用協議会(案)

協議内容 ・管理・利用の日程及び範囲の調整や情報共有
 ・桜の管理計画の協議

開催頻度 年2回程度

No.	団体・組織名	役職名	氏名	備考
1	NPO法人 鳥の劇場			
2	鹿野町観光協会			
3	鹿野桜まつり実行委員会			
4	城山まもりたい			
5	NPO法人 いんしゅう鹿野まちづくり協議会			
6	鹿野地域振興未来会議			
7	鹿野まち普請の会			
8	勝谷元気づくりの会			
9	小鷺河ふる里をまもる会			
10	鹿野町自治会			
11	鹿野地区公民館			
12	鹿野学園			
13	植栽管理委託受託業者			
14	鹿野町総合支所産業建設課			
事務局	鹿野町総合支所	支所長	小林 克己	
		地域振興課長	西垣 拓二	
		地域振興課		